

令和6年度

第1回 大洲市総合教育会議

日時：令和6年7月29日（月） 午後3時～
場所：大洲市庁舎 3階第1会議室

大洲市 大洲市教育委員会

目次

議題1	令和6年度主要事業の概要と進捗状況	3
1	水泳授業委託事業〔教育総務課〕	4
2	学校・家庭・地域連携推進事業〔文化振興課〕	5
3	カヌー拠点施設整備事業〔スポーツ振興課〕	7
4	大洲市学校給食センター施設運営手法検討〔学校給食センター〕	8
5	第1期「大洲市こども計画」策定業務〔子育て支援課〕	9
6	第2期「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」策定業務〔子育て支援課〕	10
7	こども家庭センターの組織体制〔こども家庭センター〕	11
議題2	大洲市教育大綱の一部修正	14

議題1 令和6年度主要事業の概要と進捗状況

1 水泳授業委託事業 [教育総務課]

目的

小中学校のプール18施設のうち、14施設が建設後40年以上経過し、老朽化が進行している状況である。

令和2年度に策定した「大洲市学校施設長寿命化計画」では、長寿命化改修等を実施することで「建設後80年」の使用を目指すとともに、プールの統廃合等による適正な配置や規模を検討することとしている。

このため、令和7年度の同計画の見直しに向けて、民間プールを活用した水泳授業の実証事業を実施し、その効果や課題を整理することで、児童生徒の安全で効果的な水泳授業の在り方等を検討する。

予算額

3,044千円

事業概要

【実施校】

- ・大洲小1、2年生（4クラス82人） 各学年：6回
- ・久米小1～6年生（6クラス126人） 各学年：6回
- ・大洲東中1～3年生（3クラス61人） 各学年：4回

【実施場所】

- ・株式会社MESSA
(メッサスポーツクラブ：西大洲)

【実施内容】

学習指導要領に基づく水泳授業を、教職員と民間施設のインストラクターが実施する（習熟度別グループ指導等の対応可能）。

【授業時間】

- ・1回当たり2時間（送迎・着替え含む）

※ 学校から民間プールまでは、スクールバスの臨時便で送迎する。

実施状況

項目

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 水泳授業委託業者及び学校との調整並びに業務委託締結（済）												
② 水泳授業委託の実施												
③ アンケート調査実施												
④ 実証事業報告書作成												
⑤ 長寿命化計画（プール）の見直し検討〔令和7年度〕												➡

目的

学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を積極的に行い、様々な教育支援活動を推進する。

事業概要

1 地域学校協働活動

小学校や中学校内に「地域学校協働活動本部」を設置し、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が学校・地域・行政との連絡調整を行い、学校及び地域の要望に応じた活動を支援する。

- ・大洲小学校地域学校協働活動本部
 - ・久米小学校地域学校協働活動本部
 - ・大洲南中学校地域学校協働活動本部
 - ・喜多小学校地域学校協働活動本部
 - ・平小学校地域学校協働活動本部
 - ・大洲北中学校地域学校協働活動本部
 - ・平野小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・菅田小・肱東中学校地域学校協働活動本部
 - ・新谷小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・粟津小・三善小・大洲東中学校地域学校協働活動本部
 - ・長浜小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・肱川小・中学校地域学校協働活動本部
 - ・河辺小学校地域学校協働活動本部
- 全13本部

2 放課後子ども教室

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、学校の余裕教室等を活用した支援活動を実施する。

- (1) 上須戒放課後子ども教室（喜多小学校区上須戒地区）
 - ・読み聞かせ、体験活動など
- (2) 平野放課後子ども教室（平野小学校区）
 - ・俳句、運動、音楽など
- (3) 河辺放課後子ども教室（河辺小学校区）
 - ・読み聞かせ、科学体験教室など

3 家庭教育支援（チーム活動） ※大洲子育てサポート“そよ風”
保護者等への家庭教育に関する情報や学習機会の提供及び個別相談対応等の家庭教育支援活動を実施する。

4 えひめ未来塾

家庭での学習が困難な児童・生徒又は学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒に対して、教員OBや地域住民等の協力を得て学習教室を開催し、学習支援を実施することで、学習の遅れや学習習慣の定着を図るもので、「ひらの未来塾」による、学習支援員を中心にボランティア（地元出身の高校生・大学生等）を活用し、長期休業中に小中学生を対象に学習支援の取組を行う。

予 算 額	1 地域学校協働活動	12,381	千円
	2 放課後子ども教室	2,216	千円
	3 家庭教育支援（チーム活動）	3,394	千円
	4 えひめ未来塾	126	千円
	計	18,117	千円

実施状況

1 地域学校協働活動

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 各本部での活動												
② 第1回学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会												
③ 第2回学校・家庭・地域連携推進事業連絡協議会（予定）												

2 放課後子ども教室

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 上須戒放課後子ども教室の活動												
② 平野放課後子ども教室の活動												
③ 河辺放課後子ども教室の活動												

3 家庭教育支援（チーム活動） ※大洲子育てサポート“そよ風”

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 活動												
<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応 … 電話・来所・家庭訪問・事務所訪問 ・啓発活動 … 毎月(約4,550部)「そよ風通信」の発行 ・幼児期・学童期学習講座（市内小学校、児童館、児童センター） 												

4 えひめ未来塾 ※ひらの未来塾

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 活動（夏休み期間の10日間実施予定）												

3 カヌー拠点施設整備事業 [スポーツ振興課]

目的

令和8年4月の供用開始を予定している「肱南地域交流センター」の複合施設として整備するカヌー施設については、カヌー艇庫やイベントスペース、オープンテラスを併設し、カヌーやサップのみならず市民や観光客、誰もが利用しやすい体験交流型の拠点施設として整備していくことを目指す。

予算額

- 千円

事業概要

【管理運営体制の構築】

単なるカヌー艇庫に留まらず、魅力あふれる施設となるよう、地域住民の理解、承認を得ながら、「市、河川・公園管理者、肱川かわまちづくり協議会、県カヌー協会、大洲カヌー同好会、マルシェ団体、大洲高校」など多岐にわたる関係団体と連携を図りながら進めていく。

(調査研究項目)

- ・管理運営が可能な組織、団体等の把握について
- ・指定管理者制度の導入について
- ・施設使用料の設定について
- ・オープンテラスの活用について
- ・イベント立案やテナント契約について
- ・オリジナルグッズの販売について
- ・施設の愛称について

実施状況

項目

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

① 全体構想案の検討

② 庁内外WG設置 ~ 管理運営の在り方について検討

③ 上記調査研究項目をまとめた「カヌー拠点施設管理運営構想案」の作成

令和7年度

- ・管理運営体制決定
- ・設置条例、使用料金等の制定
- ・愛称募集、決定

令和8年度

供用開始

4 大洲市学校給食センター施設運営手法検討 [学校給食センター]

目 的	事業概要		
<p>P F I手法により施設の設計・建設・維持管理・運営業務を実施している大洲市学校給食センターが、令和9年3月末で契約期間満了となる。</p> <p>このことから、令和5年度において次期事業に向けて現行P F I事業の事後評価を行うとともに、事業方式及び事業スキーム等の検討を行ったところである。</p> <p>令和6年度では、コンサルタントの支援を受けながら、次期後継事業の施設維持管理・運営手法（大規模修繕の検討を含む）の検討を行うなど、後継事業の基本方針を策定する。</p>	<p>現行P F I事業の事後評価を踏まえ、次期事業の事業方式・スキームの構築等を検討したところであり、次期事業の導入可能性調査及び事業手法の総合評価を実施するとともに、事業選定に向けた募集手続き・スケジュールを整理する。</p> <p>また、市が実施した事業事後評価及び事業方式・スキームの検討結果についてS P C（株大洲学校給食P F Iサービス）と共有し、意見交換を行う。</p> <p>さらに、現行P F I事業契約終了後の次期事業者への円滑な引継に向けて、協議・調整を図る。</p>		
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px;">予 算 額</td> <td style="padding: 5px;">5, 0 2 7 千円</td> </tr> </table>	予 算 額	5, 0 2 7 千円
予 算 額	5, 0 2 7 千円		

実施状況

項目（以下、受託事業者の「次期事業の在り方検討業務事業計画書」より抜粋）	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
● 業務期間（R6.6.28～R7.3.31） ● 中間報告（①R6.10.31 ②R7.1.31）					①			②		
1 事業条件の整理										
① S P C側からの課題等の確認										
② 維持管理状況確認等										
2 事業スキームの構築支援										
○ 想定される事業手法抽出、事業手法の評価・事業範囲・事業期間・リスク分担・事業スケジュール・改修等支払方法の検討、法制度上の課題等の整理、事後評価等の実施支援										
3 市場調査の実施										
① 事業概要書作成										
② 市場調査（調査実施・結果整理）										
4 事業費の算定										
① 前提条件の整理										
② 見積徴取（調査実施・結果整理）、事業費算定										
③ V F M算定										
5 事業手法の総合評価										
6 募集手続、スケジュール検討										
7 庁内合意形成支援（●業務打合せ・協議）		①		②	③		④	⑤	⑥	⑦

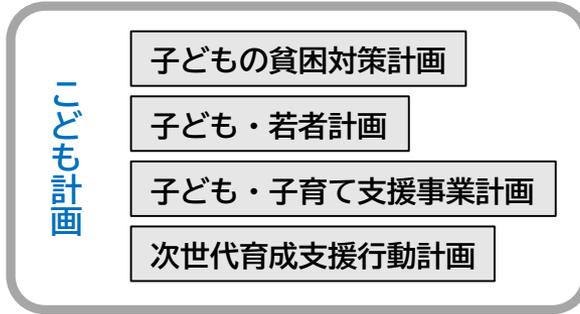
5 第1期「大洲市こども計画」策定業務 [子育て支援課]

目的

大洲市における「こどもまんなか社会」を実現するため、国のこども大綱及び愛媛県のこども計画を勘案した「大洲市こども計画」を策定する。



また、子ども・子育て支援法第62条第2項、第3項に基づく第2期大洲市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、「大洲市こども計画」に包含する形で次期計画(R7~R11)の策定を行う。



事業概要

- アンケート調査により、子どもや若者の生活実態や行政ニーズを把握、分析する。
- 庁内に「こども計画策定委員会」を設置し、必要となる資料の作成、事業量推計、目標量の設定等を行う。
- 上位計画、関連計画との整合を図った上で、本市の実情に応じた計画を策定する。

予算額 8,592千円

実施状況

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① アンケート調査実施	■											
② アンケート結果分析・事業量の見込み等作成		■	■									
③ 計画骨子案作成				■								
④ 子ども・子育て会議で意見聴取(3回)				■	■	■	■					
⑤ 計画案作成、全員協議会説明									■			
⑥ パブリックコメント										■	■	
⑦ 子ども・子育て会議で経過説明											■	
⑧ 計画公表												■

6 第2期「大洲市立幼稚園・保育所再編計画」策定業務〔子育て支援課〕

目的

大洲市幼稚園・保育所再編計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、幼稚園・保育所等の利用状況、推計分析を行い、第3期大洲市子ども・子育て支援事業計画との整合を図り、適正な施設配置により第2期計画（R7～R11）を策定する。

予算額

- 千円

事業概要

- (1) **老朽化施設の改築**
東大洲こども園の改築時期を明確化するとともに、送迎用駐車場の効率的利用可能な用地の選定に努める。
- (2) **民間施設との協働**
今後の更なる少子化の進展下においても、民間施設の運営が持続可能なよう配慮し、公立施設のスリム化を図る。
- (3) **保育の質とサービスの向上**
適切な規模での集団保育を行うことで、生きる力の基礎を培う環境を整備し、また、保育に係るマンパワーを集積させることで、保育の質とサービスの向上を目指す。
- (4) **その他の子育て支援施策拡充**
 - 施設整備に合わせて、医療的ケア児の受け入れ体制を整備する。
 - 幼稚園・こども園における学校給食から幼児用給食への転換、保育所での主食提供等を検討する。

実施状況

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
① 再編方針の検討												
② 計画方針案作成												
③ 子ども・子育て会議で意見聴取(3回)												
④ 計画案作成、全員協議会説明												
⑤ パブリックコメント												
⑥ 子ども・子育て会議で経過説明												
⑦ 計画公表												

子育て支援に関する国の動き（こども家庭センターの設置の背景）

S22年 児童福祉法 制定（S23年 施行）

S40年 母子保健法 制定（S41年 施行）

児童福祉施策の一部であった母子保健施策を、新たに明らかにされた母子保健の理念に基づき、総合的、体系的に整備

H28年 改正母子保健法公布 H29年4月 施行
「子育て世代包括支援センター」の設置（努力義務）

R3.4.1 「大洲市子育て世代包括支援センターのびのび」を保健センター内に設置

背景に地域における妊産婦等の孤立感、負担感の増大、虐待による死亡事例が後を絶たないこと。

⇒ 母子保健事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するとされ、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする。

R4年 6月「こども家庭庁設置関連法」成立 R5年4月「こども家庭庁」新設

6月「こども基本法」交付 R5年4月 施行

6月 改正児童福祉法公布 R6年4月 施行

子育て世帯への包括的な支援体制を構築するため、母子保健の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」を統合、再編した**「こども家庭センターの設置」を市町村の努力義務とする。**

大洲市こども家庭センター 令和6年4月1日開設

「こども家庭センター」は、次の3つの機能を一体化した、

- 妊娠期から子育て期における子育て支援の総合相談窓口。
 - 保健センター（子育て世代包括支援センター、母子保健事業）
 - 子育て支援課（家庭相談、ひとり親支援、ファミリーサポートセンター）
 - 教育総務課（こども発達支援）

- <主な業務>
- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談
 - 保健指導、健康診査等の母子保健事業
 - 要支援ケースの把握、情報提供、必要な調査、指導等
 - 支援を必要とする子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
 - 関係機関等との総合調整
 - 地域資源の開拓

妊娠期



出産期



子育て期



大洲市こども家庭センターの業務

母子健康係 (0893-57-6710)

- 不妊治療費助成
- 母子健康手帳の交付
- こんにちは赤ちゃんクラブ（母親学級）
- 赤ちゃん訪問
- 出産子育て応援給付金
- 産後ケア
- 乳幼児健診
- 育児相談（来所相談・電話相談）など

家庭相談係 (0893-57-9919)

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭支援
- 子育て・家庭相談
- 児童虐待・ヤングケアラー相談
- DV・女性保護相談 など

情報・課題の
共有
様々な支援策の
提供

ファミリーサポートセンター (0893-57-9996)

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となって子育てを助け合う活動です。

- 保育施設や教育施設等への送迎
 - 外出時の預かり など
- ※事前に入会登録が必要です。

発達支援係 (0893-57-9919)

- 幼児の言葉や発達の相談
- 5歳児健康発達調査
- 学校生活や子育てについての相談
- 巡回相談（専門家が園や学校などを巡回し、アドバイスをする。）
- 家族支援のための講座 など

議題2 大洲市教育大綱の一部修正

(赤文字・赤枠部分：修正箇所)

大洲市教育大綱

～ ふるさと“大洲”を愛する人づくり ～

－令和4年度～令和7年度－

令和4年3月

大 洲 市

大洲市教育大綱

～ ふるさと“大洲”を愛する人づくり ～

－令和4年度～令和7年度－

令和4年3月
(令和6年7月一部修正)

大 洲 市

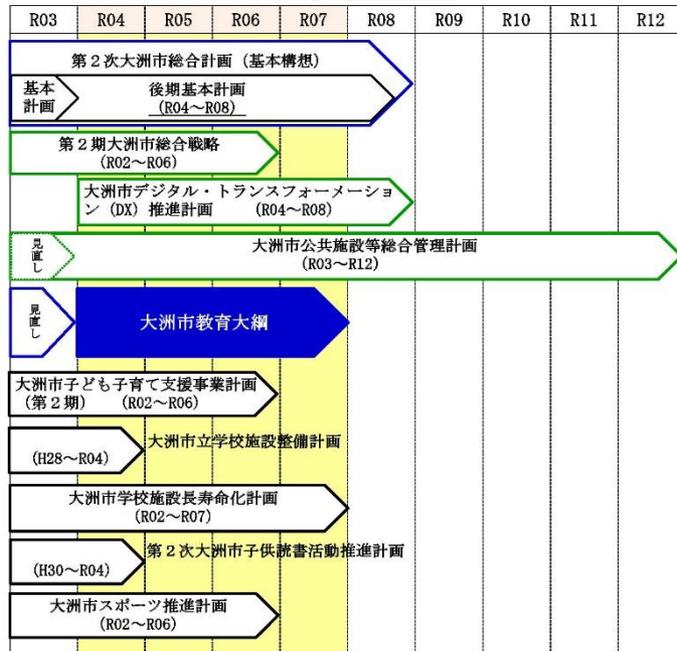
1 大綱策定の趣旨

令和4年3月に策定した本市の最上位の計画である「第2次大洲市総合計画後期基本計画」を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の「教育振興基本計画」を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

図 大綱と関連する計画



※ 大洲市歴史的風致維持向上計画 平成24年3月策定
 ※ 大洲市学校防災マニュアル 平成25年1月策定（平成29年12月13日改定）
 ※ 大洲市いじめの防止等のための基本的な方針 平成27年3月11日策定（平成29年10月1日改定）
 ※ 大洲市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針 令和2年1月策定

1 大綱策定の趣旨

令和4年3月に策定した本市の最上位の計画である「第2次大洲市総合計画後期基本計画」を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の「教育振興基本計画」を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めます。

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

(修正内容) 「図 大綱と関連する計画」を「別紙」として、最終ページに移動する。

3 基本理念

ふるさと“大洲”を愛する人づくり

少子高齢化や地域コミュニティの衰退が進み、教育課題が多様化・複雑化するなか、未来を担う子供たちの健全育成を社会全体で支え、市民の連帯感を醸成していくことなどが求められています。

そこで、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子供たちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

4 基本目標及び基本方針

基本目標1 未来を拓く^{ひら}子供の育成

<基本方針>

(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

子供一人一人に応じた指導方法の工夫・改善により、課題を見だし、解決する能力を育み、ICT機器の特徴を生かし確かな学力の定着と向上に努めます。また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな心と体を育成します。

(2) 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成

地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、全ての領域での学習を通じて、SDGsの趣旨を理解し実践できる国際感覚豊かな人材を育成します。

3 基本理念

ふるさと“大洲”を愛する人づくり

少子高齢化や地域コミュニティの衰退が進み、教育課題が多様化・複雑化するなか、未来を担う子供たちの健全な育成を社会全体で支え、市民の連帯感を醸成していくことなどが求められています。

そこで、「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」を基本理念とし、社会全体でふるさとへの誇りと愛着を持つ子供たちを育み、市民がたゆまぬ学びの中で絆を深めていくことで、だれもが地域社会の一員として活躍し続けるまちを目指します。

4 基本目標及び基本方針

基本目標 1 ^{ひら}未来を拓く子供の育成

<基本方針>

(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

子供一人一人に応じた指導方法の工夫・改善により、課題を見だし、解決する能力を育み、ICT機器の特徴を生かし確かな学力の定着と向上に努めます。また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな心と体を育成します。

(2) 郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成

地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、全ての領域での学習を通じて、SDGsの趣旨を理解し実践できる国際感覚豊かな人材を育成します。

(3) 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

多様な個性のある子供たちがお互いを認め合い、個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を通じて、誰一人取り残さない教育の推進を図ります。

(3) 個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

多様な個性のある子供たちがお互いを認め合い、個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を通じて、誰一人取り残さない教育の推進を図ります。

基本目標 2 未来を拓く子供の育成

<基本方針>

(1) 生涯学習の推進

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

(2) 文化・芸術の振興

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

(3) スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

基本目標 3 豊かな学びを支える教育環境づくり

<基本方針>

(1) 社会総がかりで取り組む教育環境づくり

家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

(2) 子供と向き合う教育環境づくり

複雑化・多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

(3) 安全・安心な教育環境の構築

教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

基本目標 2 生涯学習の推進と文化・スポーツの振興

<基本方針>

(1) 生涯学習の推進

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

(2) 文化・芸術の振興

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

(3) スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

基本目標 3 豊かな学びを支える教育環境づくり

<基本方針>

(1) 社会総がかりで取り組む教育環境づくり

家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

(2) 子供と向き合う教育環境づくり

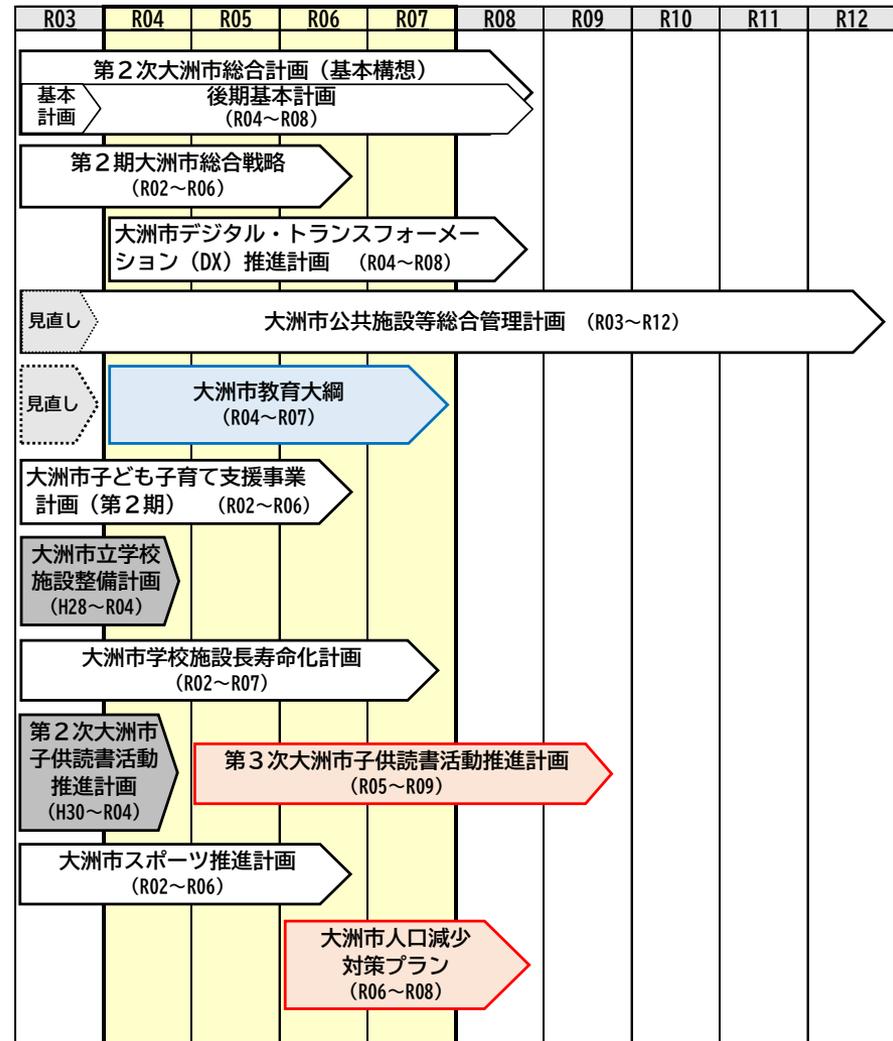
複雑化・多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

(3) 安全・安心な教育環境の構築

教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

(別紙)

図 大綱と関連する計画



- ※ 大洲市歴史的風致維持向上計画 (第2期) 令和4年3月策定
- ※ 大洲市学校防災マニュアル 平成25年1月策定 (平成29年12月13日改定)
- ※ 大洲市いじめの防止等のための基本的な方針 平成27年3月11日策定 (平成29年10月1日改定)
- ※ 大洲市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針 令和2年1月策定